

2020 年度 事業計画書

一般財団法人 ギャンブル依存症予防回復支援センター

ギャンブル依存症対策については、2018年10月にギャンブル等依存症対策基本法（以下、「基本法」という。）が施行され、この問題に関する国、地方公共団体、関係事業者及び国民の責務が定められたところである。2019年4月には、政府が策定するギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）により、関係事業者の取り組むべき具体的な施策が明らかにされ、当センターに関する事項についても定められている。

こうした状況を踏まえ、2020年度の無料相談コールセンター運営事業については、月間平均380件（年間約4,500件）の受電を目指し、長期的に年間5,000件超の受電対応ができるよう相談員向け研修等を行う。

また、相談者に対し回復支援が必要であった場合に実施している医療機関や支援施設の初診料（初回利用料）の助成については、対象を拡大し、受診の後押しをすることで、相談者が日常生活・社会生活を円滑に営めるよう支援を行う。

他方、ギャンブル依存症の全容は十分に解明されていないため、ギャンブル依存症に関する調査研究等を実施し、ギャンブル依存症の実態把握の一助とする。

事業計画

1. 無料相談コールセンター運営事業

- (1) 24時間年中無休で無料相談を受け付け、ギャンブル依存症の相談対応をするほか、要望に基づき医療機関及び公的機関等を案内
- (2) 全国5ヵ所においてカウンセリングルームを設置し、希望する相談者には無料でカウンセリングを実施

2. ギャンブル依存症者に対する回復支援事業

- (1) 上記コールセンターが紹介した他機関での初診料（初回利用料）を助成
- (2) 初診料（初回利用料）の助成制度の拡充

3. ギャンブル依存症に関する調査研究事業

- (1) 相談内容を取りまとめたデータを用いて、ギャンブル依存症に関する実態調査、調査研究及び分析を実施し、報告書を取りまとめ、公表
- (2) セミナー等に参加し、ギャンブル依存症に関する情報収集及び調査研究を実施

4. ギャンブル依存症予防に関する事業

- (1) 自治体や専門家等と連携強化を図り、ギャンブル依存症予防に関する情報共有や、啓発週間で対応を求められている青少年はもとより、幅広い世代及び地域を対象とした一般市民への情報提供
- (2) ギャンブル依存症に係るリーフレット及びチェックツールの作成着手並びにギャンブル等事業者向け研修プログラムの開発
- (3) インターネット広告等による更なる周知啓発活動の実施